

商品概要説明書

(令和元年 11 月 1 日現在)

| | |
|-----------|--|
| 商品名 | ㈱ジャックス保証型マイカーローン |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入申込時の年齢が満 18 歳以上（完済時年齢満 80 歳以下） ○ 安定継続した収入が見込める方。 ○ 君津市、富津市、袖ヶ浦市内に居住または勤務していること。 ○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、㈱ジャックスの保証が受けられること。 ○ マイカーローン借換えの場合、借換対象ローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延のない方。 ○ 新卒者の場合、就職先の内定が確定している方 ※新卒者とは、3 月に高校・専門学校・短大・大学（院）のいずれかの学校を卒業予定で同年 4 月に就職する満 18 歳以上とする。 |
| 資金使途 | <p>申込人またはその家族が必要とする以下の資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車(自動二輪含む。)購入資金 ○ カー用品購入資金、車検・修理費用、および運転免取得費用 ○ 車庫建設費用(車庫建設資金としては貸出金額100万円以内) ○ マイカーローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換えを含む。） 但し、事業性資金は除く。家族は親子間のみとする。 |
| 貸出金額 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 10 万円以上 1,000 万円以内（員外は 500 万円以内）で 1 万円単位 但し、借換えの場合は残存一括償還金額以内とする。また車庫建設資金としては貸出金額 100 万円以内とする。 |
| 貸出期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 6 ヶ月以上 10 年以内(1ヵ月単位) |
| 貸出利率 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年 0.5%以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○ 【固定金利】 キャンペーンの時のみ ○ 詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。 |
| 貸出方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 証書貸付 実行金は申込者口座経由で販売業者への振込とします。 借換の場合は、借換対象ローンの借入先または顧客返済口座への振込とする。 自動車と同時購入のカー用品等については、30 万円を限度として見積書不要で |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>申込者口座への振込を可とする。</p> |
| 返済方法 | <p>○ 毎月元利均等分割返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）</p> <p>○ 毎月元利均等分割返済と特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式「ボーナス払い」）</p> <p>特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。</p> <p>○元金据置返済</p> <p>新卒者限りとし、据置き可能期間は、就職前6ヶ月以内（10月～翌年3月）</p> |
| 担保 | <p>○ 不要です。</p> |
| 保証人 | <p>○ 株式会社ジャックスの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>但し、株式会社ジャックスが必要と認めた場合は連帯保証人を徴する。</p> |
| 保証料 | <p>○ 貸出金利率に保証料率年1.30%を含みます。</p> <p>なお、新車の場合の保証料率は年1.00%に引下げます。</p> <p>※新規登録から3ヵ月以内の新古車、および新規登録から6ヵ月以内の借換え対象車は新車として扱います。</p> |
| 手数料 | <p>○ ご融資の際、3,300円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>① 全額繰上返済の場合 3,300円（借入残期間が3年以上の場合）</p> <p>② 一部繰上返済の場合 3,300円（借入残期間が3年以上の場合）</p> <p>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、3,300円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。</p> |
| 苦情処理措置 および紛争解決措置の内容 | <p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：0439-70-1137）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> |

| | |
|------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p> |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 |

J A きみつ